

住宅リフォーム補助

※過去にこの助成金の交付を受けていない住宅に限ります。

市内業者を利用して住宅リフォーム工事を行う場合、

経費の一部が補助されます。

工事を始める前に見積書などの書類を添えて施工業者から市に提出してください。

※昨年度と変更点があります。す、十分ご確認ください。

【対象者】

●杵築市に居住し、住民登録をしている人で、世帯員全員が市税を滞納していること

●世帯員全員の平成25年の所得総額が600万円未満であること

【対象住宅】

対象者が市内に所有し、居住している住宅(マンション等の集合住宅は対象者が専有する部分、店舗等との併用部分は対象者が居住する部

高齢者用の寝室の増築および内装改修工事、バリアフリー改修工事等(30万円未満の工事および離れ等の付属棟は補助対象外)

び内装改修工事、バリアフリー改修工事等(30万円未満の工事および離れ等の付属棟は補助対象外)

【募集件数】
8件 ※先着順

子育て支援型

【対象となる世帯】

●18歳未満の子どもがいる世帯で、世帯員全員の平成25年の所得総額が600万円未満であること
●市税の滞納がないこと

【対象となる住宅】

市内にある子育て世帯が居住する住宅

【対象となるリフォーム】

市内の業者が施工を行う子どもの部屋の増築、間取りの変更、内装改修工事等(30万円未満の工事および離れ等の付属棟は補助対象外)

【募集件数】
4件 ※先着順

限30万円(消費税を含む)
【申請受付方法】
市役所杵築庁舎(1階)建

設課まで、施工業者が書類をお持ちください。

書類の様式やこの制度の法人事業者または市内に住民登録を有する個人事業者が施工する増築・改築・改修や修繕・耐震補強工事であること。

②補助対象工事費が10万円(消費税を除く)以上であること。
③助成を受けようとする工事が他の制度による補助・助成を受けていないこと。
※この他、工事に用いる製品や原材料の搬入を原則杵築市内とすることや、別荘・店舗・倉庫・物置・駐車場・駐車場・外構・設備機器および電化製品の入れ替えは対象外などの条件があります。工事や申請の前にお問い合わせください。

【申請期間】
6月16日(月)～30日(月)
8時30分～17時
土・日を除く

※予算額1千万円。申請期間中申請者多数で予算額を超過した場合は、公開抽選により決定。

※申請期間終了後予算額に満たない場合は、期間を平成27年1月30日(金)まで延長。ただし、先着順で予算額に達した時点で受け付けを終了します。

【対象となる世帯】
●65歳以上の高齢者がいる世帯で世帯員全員の平成25年の所得総額が350万円未満の世帯(高齢者と高齢者以外(18歳未満の世帯員を除く)からなる世帯の所得は、公的年金等を除く)であること
●市税の滞納がないこと

【対象となる住宅】
市内にある高齢者世帯が居住する住宅

【対象となるリフォーム】
市内の業者が施工を行う

着工された、2階建以下の在来工法または伝統的工法による木造一戸建て住宅(店舗等の用途を兼ねるものの中店舗等の部分の床面積が、全体の2分の1未満のものを含む)

【募集件数】
8件 ※先着順

【補助金額】
補助対象工事費の20%(限度額30万円)

【募集期間】
6月16日(月)～
12月26日(金)

【補助金額】
補助対象工事費の20%

【耐震診断】
●それぞれ先着順

※補助対象となる住宅の要件等が右記以外にもありますので、詳細について工事を始める前にお問い合わせください。

●補助対象住宅の診断に要する費用の3分の2以内の額(上限3万円)

【耐震改修工事】
●補助対象住宅の耐震改修工事等(耐震補強設計及び工事監理費を含む)に要する費用の額の3分の2以内の額(上限80万円)

【耐震診断】
●補助対象住宅の耐震改修工事等(耐震補強設計及び工事監理費を含む)に要する費用の額の3分の2以内の額(上限80万円)

【対象となる建築物】
市内の民間の建築物で、吹付けアスベストが施工されている可能性があるもの

【補助の対象者】
本補助事業をアスベストに関する専門分析機関に委託し、かつ、次のいずれかに該当する者。

①建築物の所有者
②建築物の管理者

高齢者・子育て世帯のリフォーム補助

高齢者の暮らしの安全確保や子育て世帯の住環境の向上を目的としたりフォームに対し、必要な費用の一部が補助されます。

お持ちください。

書類の様式やこの制度の法人事業者または市内に住民登録を有する個人事業者が施工する増築・改築・改修や修繕・耐震補強工事であること。

①杵築市内に本社を有する法人事業者または市内に住民登録を有する個人事業者が施工する増築・改築・改修や修繕・耐震補強工事であること。

【申請期間】
6月16日(月)～30日(月)
8時30分～17時
土・日を除く

※予算額1千万円。申請期間中申請者多数で予算額を超過した場合は、公開抽選により決定。

※申請期間終了後予算額に満たない場合は、期間を平成27年1月30日(金)まで延長。ただし、先着順で予算額に達した時点で受け付けを終了します。

【対象となる世帯】
●65歳以上の高齢者がいる世帯で世帯員全員の平成25年の所得総額が350万円未満の世帯(高齢者と高齢者以外(18歳未満の世帯員を除く)からなる世帯の所得は、公的年金等を除く)であること
●市税の滞納がないこと

【対象となる住宅】
市内にある高齢者世帯が居住する住宅

【対象となるリフォーム】
市内の業者が施工を行う

着工された、2階建以下の在来工法または伝統的工法による木造一戸建て住宅(店舗等の用途を兼ねるものの中店舗等の部分の床面積が、全体の2分の1未満のものを含む)

【募集件数】
1件

【補助限度額】
1棟あたり25万円

【募集期間】
7月31日(木)

【補助限度額】
1棟あたり25万円

【募集件数】
1件

【その他】
申請書の様式等、その他詳細についてはお問い合わせください。

市内にある民間の建築物で、吹付けアスベストが施工されている可能性があるもの

【問い合わせ先】
建設課 建築・住宅係
(☎0978-62-3131)

もっと暮らしを安全・便利に!
建築物に関する補助のご紹介

※ここで紹介するのは、建設課 建築・住宅係が取り扱う補助事業に限ります。
建築物に関する補助は他にもありますので、各課担当にお問い合わせください。